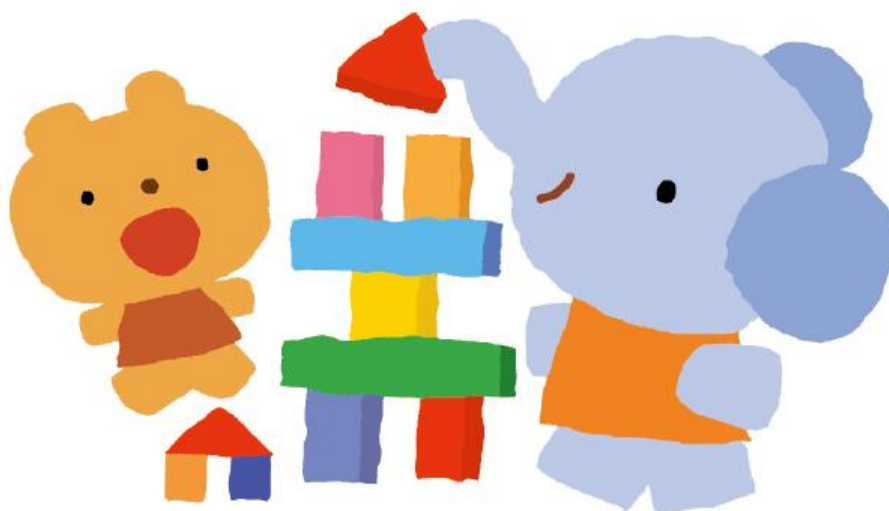


令和 6 年度

白馬村教育・保育施設入園案内



白馬村子育て支援課

(白馬村保健福祉ふれあいセンター3階)

〒399-9393 白馬村大字北城 7025 番地

TEL : 0261-85-8101 (課直通)

FAX : 0261-85-0723

MAIL: kodomoshien@vill.hakuba.lg.jp

白馬村の教育・保育施設の紹介

白馬村には、公立の認定こども園が1園、民間の白馬村認可保育施設が2園、私立の幼稚園が1園あります。

公立

名称	定員	所在地	TEL	延長保育	受入年齢
認定こども園 しろうま保育園	180名	北城6509番地	0261-72-3088	有	生後10か月を 過ぎた翌月1日～

民間（白馬村認可）

名称	定員	所在地	TEL	延長保育	受入年齢
Familia Hakuba	5名	北城5976番地 3	0261-85-4958	無	生後10か月を 過ぎた翌月1日～ 2歳児
サンライズキッズ 保育園 白馬園	19名	北城8742番地 1	050-8881-1366	有	生後6か月を 過ぎた翌月1日～ 2歳児

※Familia Hakubaでは、延長保育を実施していません。

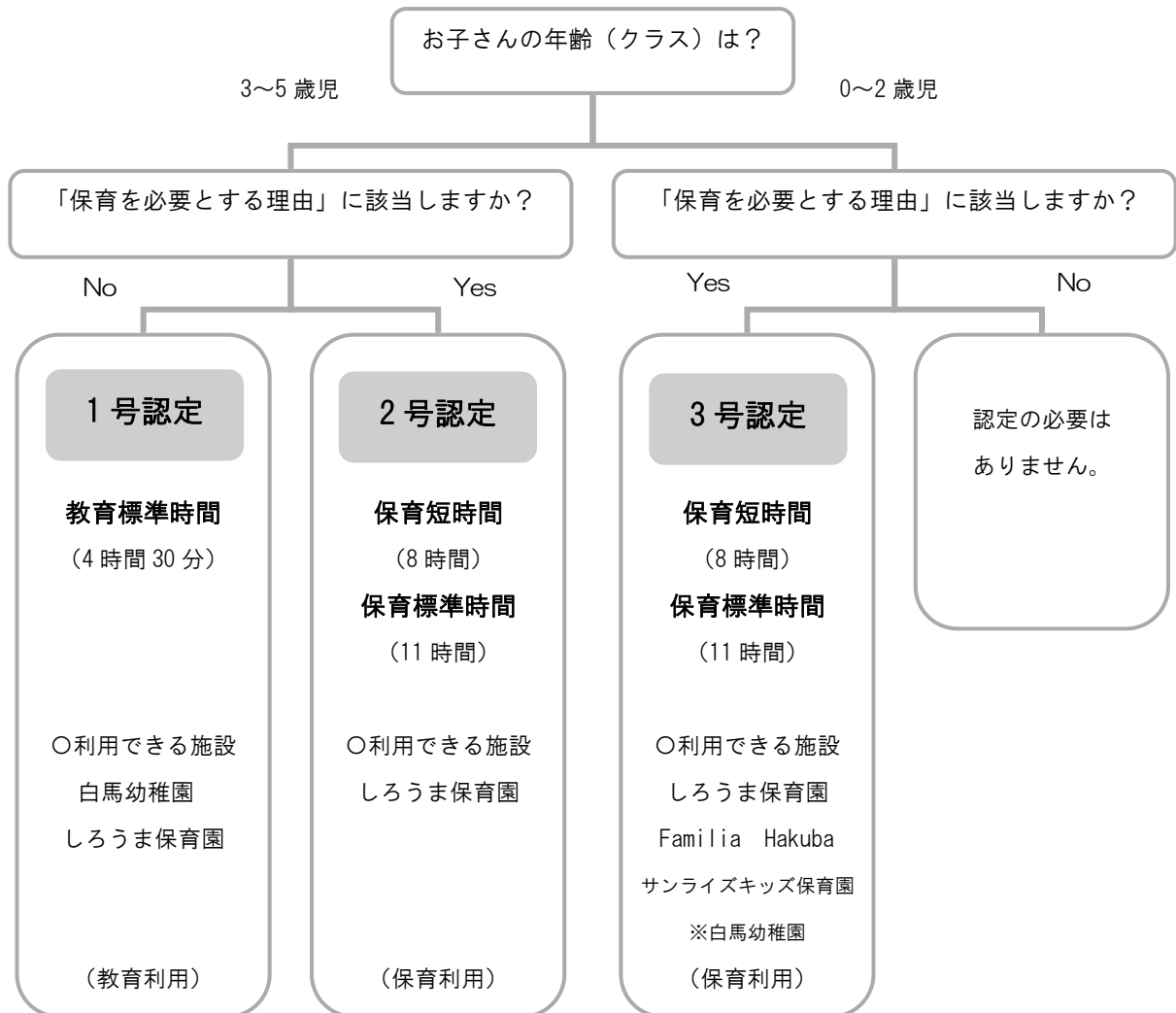
※サンライズキッズ保育園では、保育標準時間（最大11時間）を超えた延長保育の利用もできません。

私立

名称	定員	所在地	TEL	延長保育	受入年齢
信学会 白馬幼稚園	75名 (2歳児定員6名)	北城895番地4	0261-72-7722	有	2歳児～ (令和6年4月1日 時点)

1. 子どものための教育・保育給付認定について（1号・2号・3号認定）

子どものための教育・保育給付認定とは、認定こども園、幼稚園等の施設を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの「年齢」、「保育を必要とする事由」に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。



※年齢は児童の入園年度の4月1日現在の年齢で数えます。

※令和5年度から白馬幼稚園にて2歳児のお預かり（定員6名）を行っています。対象児童の保護者は「保育を必要とする事由」に該当することが条件です。

2. 利用時間について

1号と2号・3号で利用できる時間が異なります。2・3号認定のお子さんは「短時間」か「標準時間」のどちらかに区分され、利用できる時間が異なります。

教育標準時間・・・就労等の保育の必要性の制限なし（1号認定のみ）

保育短時間・・・両親ともに就労などの保育を必要とする事由が64時間以上の場合

保育標準時間・・・両親ともに就労などの保育を必要とする事由が120時間以上の場合

※保育標準時間については、事由が上記のほか妊娠・出産、疾病・障がい、介護、災害復旧、就学、虐待・DVの場合に利用できます。

※「保育短時間」区分の方が「保育標準時間」を選ぶことはできません。「保育標準時間」区分の方は「保育短時間」を選ぶことができます。

	8:30	13:00	17:00
1号認定	延長保育	教育標準時間(最大約4時間30分)	延長保育
	8:15	16:15	
2・3号認定	延長保育	保育短時間(最大8時間)	延長保育
	7:30		18:30
	保育標準時間(最大11時間)		

※Familia Hakubaでは、延長保育を実施していません。

※サンライズキッズ保育園では、保育標準時間（最大11時間）を超えた延長保育の利用もできます。

3. 入園決定の流れ（10月申込の場合）

○白馬幼稚園を希望

募集対象：2歳児で3号認定を受ける方、3歳以上児で1号認定を受ける方

認定申請期間：10/16（月）～10/31（月）まで（子育て支援課に申請書を提出してください。）

願書受付：10/20～（幼稚園に申請書を提出してください。）

面接：11月初旬から順次行います。

○しろうま保育園を希望

募集対象：0～2歳児で3号認定を受ける方、3歳以上児で1号または2号認定を受ける方

申請期間：10/16（月）～10/31（月）まで（子育て支援課に申請書を提出してください。）

面接：11月～12月にかけて行います。

OFamilia Hakuba・サンライズキッズ保育園白馬園を希望

募集対象：0～2歳児で3号認定を受ける方

申請期間：10/16（月）～10/31（月）まで（子育て支援課に申請書を提出してください。）

面接：11月～12月にかけて行います。

※入園は、原則4月1日～翌年3月31日の1年間継続して利用される方を優先します。

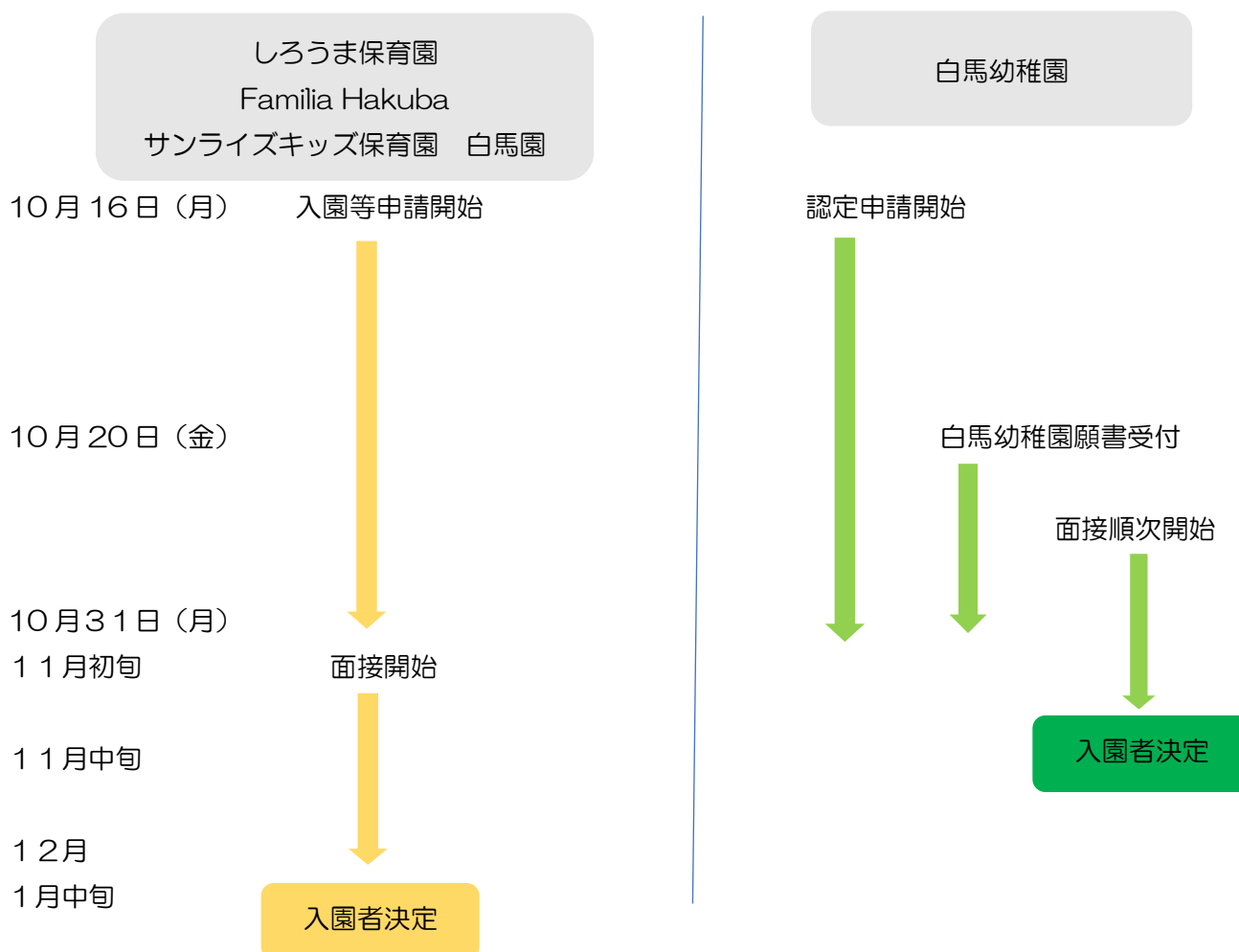
※入園申込書は、入園決定後に各施設へご提出いただきます。（後日各園から連絡します。）

選考方法

しろうま保育園、Familia Hakuba、サンライズキッズ保育園白馬園、白馬幼稚園（2歳児）は、就労状況や保護者の疾病等で保育の必要性を判定します。（先着順ではありません。）

利用申し込みが受入可能人数を超えた場合、選考により、保育の必要性が高いと認められる順に入園を決定します。認定において、提出いただいた就労証明書などに不明な点がある場合は面接を行います。面接の日程は、後日お知らせします。面接にお越しただけでない場合は認定を受けることができない可能性があります。

スケジュール



4. 申請に必要な書類

入園の申込については、以下の書類を提出してください。

認定の種類	しろうま保育園 入園申込書	子どものための 教育保育給付認定申請書兼 子育てのための施設等利用給付 認定申請書	保育認定 に必要な 証明書類	個人番号 同意書
1号認定 (3歳以上児)	○	○		○
2号認定 (3歳以上児)	○	○	○	○
3号認定 (0～2歳児)	○	○	○	○

※しろうま保育園入園申込書は、しろうま保育園に入園希望の方のみ提出してください。

※きょうだいで同時申込みの場合は、保育認定に必要な証明書類は1部で構いません。

※上記証明書類に虚偽の記載があった場合、入園取消し又は退園となります。

(証明書は任意様式も可としますが、白馬村所定の様式の記載事項を具備するもの以外については、受付を行いません。)

※入園申込書等は、入園資格を判定する大切なものですので、正確に記入してください。また、必要書類が揃わないときは、原則入園できませんのでご注意ください。

※記入に誤りがあった場合には、訂正印による修正をお願いします。

5. 保育認定の事由と有効期間

保育認定（2号・3号）については、保護者（父母）に次のいずれかの事情があり、常時保育が必要な状態にあることが条件です。また、保育認定の事由によって、認定の有効期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消し（退園）となります。

	事由	認定の有効期間	必要書類	保育時間
1	就労 1.会社等に勤務（正規・臨時・パート等）	就労している期間	就労証明書	保育標準時間または保育短時間 ※保育標準時間認定を受けるためには月120時間以上の就労、保育短時間認定を受けるためには、月64時間以上の就労であることが必要です。
	就労 2.自営業・農業などに従事		就労証明書および添付書類 ※添付書類についてはp.8をご確認ください。	保育標準時間または保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定月の2か月前から、出産月翌月2か月間（最大5か月間） （例：6月15日出産の場合、4月1日から8月31日まで） 注1）	母子健康手帳の写し（表紙および出産予定日が記入されたページ）または、医師の証明書	保育標準時間または保育短時間
3	求職活動	3か月間	求職申立書または、ハローワークの登録証の写しなど	保育短時間
4	就学	就学している期間	在学証明書（実際の就学時間が明記されている書類が望ましい）	保育標準時間または保育短時間
5	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	小学校就学前まで ※3歳以上児のみ適用	就労証明書 ※自営業・農業などに従事している場合は、別途添付書類が必要です。p.8をご確認ください。	保育短時間

6	1.保護者の疾病 ・入院1か月以上にわたる者 ・1か月以上の疾病で週3日以上の上院 ・一般療養(居宅常時病臥人)	必要と認められる期間 ※必要な期間が1年を超える場合、3歳未満児は年度ごとに申請が必要です。	診断書	保育標準時間または保育短時間		
	2.心身障がい者		身体障害者・療育・精神障害者手帳の写し			
7	同居又は長期入院等している親族の介護・看護 (長期にわたる疾病または心身障がいのある者の介護・看護で日中4時間以上の介護・看護)		民生委員の証明および (介護の場合)介護保険被保険者証の写し (看護の場合)医師の診断書または障害者手帳の写し	保育標準時間または保育短時間		
			8 災害復旧		り災証明など	保育標準時間または保育短時間
			9 虐待、DV		要相談	保育標準時間または保育短時間
10	その他、上記に類する状態にある場合	要相談	保育標準時間または保育短時間			

※ひとり親家庭や生活保護世帯などの場合は、優先的に入園することができます。

注1) しろうま保育園、Familia Hakuba、サンライズキッズ保育園白馬園に在園している児童の保護者が出産をした場合、出産した月の2か月後の月末まで在園できます。その後、3歳未満児は、母親または父親が育児休業を取得した時点で退園となります。なお、お子さんの年齢は、その年度の4月1日現在の年齢で数えます。

※自営業主（配偶者が自営業主）の方の添付書類について

【①自営業主の場合】

○必要提出書類（AもしくはBをコピーで提出してください）

A. 確定申告書（第1表・第2表）、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、
個人事業を営んでいることが分かる書類

上記の書類がない場合は、以下のBの書類①②両方の提出をお願いします。

B. 下記の2点いずれも（屋号、個人名などが確認できる者に限る）

- ①本人が業務を行っていることが分かる書類（店舗の広告、チラシなど）
- ②売上や収支が分かる書類（請求書、伝票、契約書、納品書など）

例1 農業従事者

- (1)直近の売上が確認できるもの（販売代金収支内訳表、販売が分かる伝票）
- (2)田畑の固定資産税の納付が確認できるもの（固定資産税通知書）

例2 店舗経営（飲食店、美容室など）

- (1)店舗の固定資産税通知書または賃貸借契約書
- (2)直近の売上が確認できるもの
- (3)店舗の広告、チラシなど

【②家族従事者（配偶者が自営業主の場合）の方（自営業協力者として従事している方）】

○必要提出書類（AもしくはBをコピーで提出してください）

A. 下記の内、いずれか1点

- ①直近の配偶者の確定申告書
（屋号・配偶者氏名及び協力者に給与賃金が支払われていることが分かるページ）
- ②協力者が専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ③協力者の源泉徴収票や雇用保険被保険証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか1点

上記Aの書類がない場合は、以下のBの書類①②両方の提出をお願いします。

（家族従業者として就労内定の場合は、以下のBの書類②のみ提出をお願いします。なお、就労開始後に就労証明書と以下のBの書類①の提出が必要となります。）

B.下記の2点いずれも

- ①給与の支払い状況を証するもの（給与明細、代表者が証明する給与支払い証明書）
- ②従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）

6. 保育料及び副食費について（しろま保育園、Familia Hakuba、サンライズキッズ保育園）

○保育料

保育料は、入園するお子さんの年齢及び父母の住民税の合計額により決定します。

（4月～8月→前年度分の所得割課税額、9月～3月→当年度分の所得割課税額をもとに計算）

ただし、家族の状況によっては、同居の祖父母の住民税で決定する場合があります。保育料の年齢区分は、当該児童の入園年度の4月1日現在の年齢を適用します。

確定申告が未申告の場合、保育料の算定ができませんので申告忘れの無いようにお願いします。

○副食費

1号認定・・・3,100円（昼食）

2号認定・・・4,400円（昼食とおやつ）

※副食費は免除対象者には保育料決定通知を送付する際に、「副食費免除のお知らせ」通知を送ります。この「副食費免除のお知らせ」が送付されない場合は、副食費の無償化対象者ではありません。

●1号認定（満3歳以上児・教育認定）

教育標準時間（最大4時間30分）の保育料は無償です。ただし、教育標準時間を超えた延長保育は別途利用料が発生します。

副食費（主食費・副食費）は実費負担となります。ただし、村民税所得割額77,101円未満または、小学3年生のお子さんから数えて第3子以降のお子さんは副食費を免除します。

●2号認定（4月1日時点 満3歳以上児・保育認定）

保育短時間・保育標準時間にかかわらず、すべてのお子さんの保育料は無償です。ただし、保育短時間利用のお子さんが延長保育を利用した場合は別途料金が発生します。

副食費は実費負担となります。ただし、村民税所得割額57,700円未満（ひとり親、障がい世帯については村民税所得割額77,101円未満）または、就学前子どもから数えて第3子以降のお子さんは副食費を免除します。

●3号認定（4月1日時点 満3歳未満児）

① 以下の条件に当てはまる世帯のお子さんは、保育料が無償となります。

- ・住民税非課税世帯のお子さん
- ・村民税所得割額が57,700円未満で兄、姉が2人以上いる場合
- ・村民税所得割額が77,101円未満でひとり親世帯・障がい者世帯で兄・姉が一人以上いる場合
- ・村民税所得割額が77,101円以上で保育所等の施設に兄・姉が2人以上いる

② ひとり親等の世帯で所得割課税額が77,101円未満の世帯について、世帯で第1子は3-1階層の額となります。

③ 所得割課税額が57,700円未満の世帯について、同時入園の要件を撤廃し、世帯で第2子は半額（2-2階層の場合は0円）となります。

④ 同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、保育所、幼稚園等に入所している場合は、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無償となります。

⑤ ④に加えて、第3子以降のお子さんが入園している場合、白馬村保育料月額表に定める額から第3子は

6,000 円、第 4 子以降は 9,000 円を減免します。ただし保育料の額を限度とします。

- ⑥ 上記以外のお子さんの保育料については、保育料月額表（p.10）の基準で徴収します。副食費（主食・おかず・おやつ）は保育料の中に含まれています。

※食材料費、行事費、延長保育料、支援ルームでの一時預かり等は無償化の対象外です。

白馬村保育料月額表

（単位：円）

定義		利用者負担					
階層	世帯の階層区分		3号認定		2号認定	1号認定	
			保育標準時間	保育短時間	標準時間短時間	教育標準時間	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		令和元年度 10月より無償化 されました		令和元年 10月より 無償化 されました	令和元年 10月より 無償化 されました	
2-1	1階層を除く市町	ひとり親等の世帯					
2-2	村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯以外の世帯					
3-1	1階層を除く市町	所得割課税額が48,600円未満の世帯（ひとり親等の世帯）		8,000			6,000
3-2	村民税課税世帯	所得割課税額が48,600円未満の世帯（ひとり親等の世帯以外の世帯）		17,000			15,000
4		所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯		25,000			23,000
5		所得割課税額が97,000円以上169,000円未満の世帯		34,000			32,000
6		所得割課税額が169,000円以上301,000円未満の世帯		42,000			40,000
7		所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯		52,000	50,000		
8		所得割課税額が397,000円以上の世帯		62,000	60,000		

※保育料決定通知は3歳未満児のみに送付いたします。3歳以上児については、幼児教育・保育の無償化により0円となるため送付しません。

○納付期限

	利用月	納付期限
保育料（副食費）	4月分	4月25日
	5月分	5月24日
	6月分	6月25日
	7月分	7月25日
	8月分	8月23日
	9月分	9月25日
	10月分	10月25日
	11月分	11月25日
	12月分	12月25日
	1月分	1月24日
	2月分	2月25日
	3月分	3月25日

○納付方法

できるだけ口座振替をお願いしていますので、ご協力お願いします。入園決定後に希望の金融機関にて口座振替依頼手続きが必要です。納付書払いを希望する場合は、納付書を送付します。

○口座振替のできる金融機関

大北農協・八十二銀行・長野銀行・松本信用金庫・ゆうちょ銀行の各支店及び本店

※口座振替依頼手続きの際に金融機関に提出する口座振替依頼書の「納付義務者」欄は、入園申込みをした保護者名を記入してください。

※以前にきょうだいが入園していたときに口座振替の手続きをされていて、新たに児童が入園する場合は、従前の口座を利用しますので、新たな登録手続きは必要ありません。

※税目は、保育料、副食費共に「保育料」としてください。給食費ではありません。

※納付書払いの方は、納付書を持参し、金融機関窓口で支払いをしてください。

7. 注意事項

○希望者数が定員を超えた場合の対応について

入園希望者が定員を上回った場合は、両親の就労等の度合いと形態、家族の状況等を審査し、保育の必要性が高いと認められる児童から順次入園の決定をします。

○年度途中の申込みについて（しろうま保育園、Familia Hakuba、サンライズキッズ保育園白馬園）

年度途中の申込みも可能ですが、利用予定がある場合には、10月の申込み期間中に申込みください。

（年度途中の申込みは、利用希望に添えない場合があります。）

なお、年度途中の申込みは以下のスケジュールで入園審査会を行いますので、申請期限までに必要書類を全て整えて提出して下さい。

入園希望月	入園審査日	申請期限	通知発送予定日
4月	3月11日（月）	3月4日（月）	入園審査日の 2～3日後
5月	4月10日（水）	4月3日（水）	
6月	5月10日（金）	5月3日（金）	
7月	6月11日（火）	6月5日（水）	
8月	7月10日（水）	7月3日（水）	
9月	8月9日（金）	8月5日（月）	
10月	9月10日（火）	9月4日（水）	
11月	10月10日（木）	10月3日（木）	
12月	11月8日（金）	11月4日（月）	
1月	12月10日（火）	12月3日（火）	
2月	1月10日（金）	1月6日（月）	
3月	2月7日（金）	2月3日（月）	

※4月以降の入園希望がすでにある方は上記のスケジュールではなく、令和5年10月の申請期間を必ず守るようお願いします。書類がそろっていなかったり、一日でも遅れたりする場合は年度途中の申込とみなしますのでご注意ください。

（例：7月から入園希望の方→10月の申請期間内に申請書類の提出をお願いします。）

※年度途中の申し込み及び、当初の申込みの際に求職で申し込まれ、その後就労が決定した方について、12月以降も継続して入園を希望される場合は、入園審査後、最長11月30日までの入園決定となります。その後、11月上旬頃に12月以降の審査を行い、12月以降の入園決定をします。

（11月30日以前に入園していた場合でも、申込み状況により、12月以降の入園ができない場合があります。）

○面接の実施について

入園申込受付後、保育の必要性等の聞き取りのため、面接を実施する場合があります。面接に来ていただけない場合は、入園ができません。特に自営業の方は、どんなお仕事をしているか分かるような資料（パンフレット、SNS、予約管理簿など）の提示を求める場合があります。

8. Q&A (しろうま保育園、Familia Hakuba、サンライズキッズ保育園白馬園)

種別	No.	質問	ページ
入園の優先順位に関すること ① 申込に関すること	1	年度途中からでも入園できますか？	
	2	保育施設利用状況(空き状況)を確認するにはどうしたらよいですか？	
	3	入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きがなかった場合、申し込みはできますか？	
	4	令和6年度3月中に白馬村へ転入する予定ですが、令和6年度当初(4月)からの入園申込はできますか？	
	5	子どもは何歳から入園可能ですか？	
	6	里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？	
	7	育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？	
	8	入園途中に育児休業に入ります。継続して利用できますか？	
	9	求職活動の要件で入園申込を考えています。入園可能期間である3ヶ月の間に就職できなかった場合、どうなりますか？	
	10	入園は先着順ですか？	
	11	パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？	
	12	年間を通して申し込む場合と、一部期間のみの申込と優先度に違いはありますか？	
	13	申請期限に提出書類が間に合わなかった場合、優先度は下がりますか？	
関する ② 申請書に	14	利用希望園は第2希望や第3希望まで記入した方がよいですか？(未満児のみ)	
	15	就労証明書等の保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？	
	16	きょうだいで申し込みをする場合、証明書をきょうだいそれぞれに必要ですか？	
	17	入園申込は郵送でもできますか？	
③ 保育料に関すること	18	保育料は1年間同じ金額ですか？	
	19	3歳未満児の副食費はいくらですか？	
	20	離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？	
	21	保育施設等を利用しない日があった場合も保育料等はかかりますか？	
	22	月途中で入園・退園をした場合、保育料等は日割り計算されますか？	
	23	保育料の算定は親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？	
	24	修正申告をして村民税が変わったのですが、保育料も変わるのでしょうか？	
	25	保育料等の口座振替依頼書を記載し、金融機関に提出をしたのですが、いつから振替になるのでしょうか？	
	26	幼児教育・保育の無償化により、保育料等は全額無料になるのでしょうか？	

	27	現在産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の5か月を経過した場合どうなりますか？	
④ その他よくある 問い合わせ	28	就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。その場合どうなりますか？	
	29	1号認定と2号認定、どちらも3歳以上児で認定の違いはありますか？	
	30	事前に保育施設を見学することはできますか？	
	31	退園したいときは、どのような手続きが必要ですか？	
	32	保育必要性の事由が変わりました。どのような手続きが必要ですか？	
	33	勤務先が変更しました。	
	34	慣らし保育とは何ですか？	

① 申込に関すること

Q1 年度途中からでも入園できますか？

A 保育施設の空きがある場合は入園できます。ただし各月ごと申込期限がありますので、7の注意事項（p.12）を参照してください。また例年3歳以上児は空きがあるため比較的に入園しやすいですが、3歳未満児は定員に達するケースが増えています。入園をお断りする場合もありますのでご了承ください。

Q2 保育施設利用状況（空き状況）を確認するにはどうしたらよいですか？

A 子育て支援課へお問い合わせください。

※白馬幼稚園の空き状況については、幼稚園にお問い合わせください。

Q3 入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きがなかった場合、申し込みはできますか？

A 申し込みはできますが、保留通知を送付します。一度申請していただければ、保育施設に空きがあった場合に審査対象にすることができます。

Q4 令和6年3月中に白馬村へ転入する予定ですが、令和6年度当初（4月）からの入園申込はできますか？

A できます。ただし、入園希望開始日までに住民票を白馬に確実に移すことが条件となります。万が一住民票の登録ができていなかった場合は、入園決定取り消しとなりますのでご注意ください。

Q5 子どもは何歳から入園可能ですか？

A 0歳児保育を行っている施設の内、しろうま保育園とFamilia Hakubaは、出産して10か月を過ぎた翌月の1日から入園可能です。サンライズキッズ保育園は、出産して6か月を過ぎた翌月の1日から入園可能です。

Q6 里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？

A 可能です。広域入所制度がございます。里帰り先の保育施設に空きがあれば入園可能です。子育て支援課までお問い合わせください。

Q7 育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？

A 3歳以上のお子さんは1号認定として入園することが可能です。3歳未満児のお子さんは入園できません。

Q8 入園途中に育児休業に入ります。継続して利用できますか？

A 3歳以上児（2号認定）のお子さんは、継続利用可能です。
3歳未満児（3号認定）のお子さんは、育児休業が始まる日から退園となります。

Q9 求職活動の要件で入園申込を考えています。入園可能期間である3ヶ月の間に就職できなかった場合、どうなりますか？

A 就職できなかった場合は退園となります。各月の申請書提出期限と同じで、継続される場合は就労証明書をその期限内に提出してください。→7.注意事項（p.12）

Q10 入園は先着順ですか？

A 先着順ではありません。ただし申請期間内に提出がなかった方、またすべての書類がそろわなかった方は優先順位が下がりますので、期限内の提出をお願いします。

Q11 パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？

A 雇用形態によって優先順位が下がることはありません。勤務時間等によって優先順にをつけています。

Q12 年間を通して申し込む場合と、一部期間のみの申込と優先度に違いはありますか？

A ありません。申請期間に申し込んでいただいた方すべて、保育の必要性の高い方を優先的に入園決定します。

Q13 申請期限に提出書類が間に合わなかった場合、優先度は下がりますか？

A 申請期間中にすべての書類がそろった方を優先して入園審査を行います。一つでも提出書がそろわない場合は受付できませんのでご注意ください。

② 申請書に関すること

Q14 利用希望園は第2希望や第3希望まで記入した方がよいですか？（未満児のみ）

A 第1希望の保育施設への応募が多数あり、園の定員を超過してしまった場合、利用調整（選考）が行われます。利用調整により、他の児童より保育の必要性が低いと判断された場合、第1希望の保育施設への入園ができない可能性があります。第1希望の保育施設に入園できない場合、第2希望や第3希望の施設の記載がない場合は、入園希望がないものとして、判断させていただきますのであらかじめご了承ください。

Q15 就労証明書等の保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？

A 父母の分のみで結構です。

Q16 きょうだいで申し込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？

A 一部で結構です。

Q17 入園申込は郵送でもできますか？

A 郵送での申し込みも可能です。不備があった場合には締め切り日までに修正されていないと審査対象外となりますので、事前の確認をお願いします。不備があった場合には子育て支援課から連絡します。

③ 保育料に関すること

Q18 保育料は1年間同じ金額ですか？

A 前期と後期で異なる場合があります。4月～8月までは前年度の、9月～3月までは当年度の村民税所得割課税額をもとに判定します。4月、9月に保育料決定通知を送付しますのでご確認ください。

Q19 3歳未満児の副食費はいくらですか？

A 保育料に含まれています。

Q20 離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？

A 保育料等が変更になる場合があります。子育て支援課までお問い合わせください。

Q21 保育施設等を利用しない日があった場合も保育料等はかかりますか？

A 体調不良や、家庭の事情等でお休みの場合でも保育料はかかります。ただし、1か月以上のお休みが事前にわかっている場合には一時利用停止届を提出することで、退園扱いとなり該当期間だけ日割り料金となります。

Q22 月途中で入園・退園をした場合、保育料等は日割り計算されますか？

A 日割り料金です。

Q23 保育料の算定は親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？

A 保育料の算定は児童の保護者の村民税所得割額をもとに行います。ただし、児童の保護者が父（母）の扶養となっている場合は扶養している祖父（母）の村民税所得割額で保育料等を決定します。

Q24 修正申告をして村民税が変わったのですが、保育料も変わるのでしょうか？

A 保育料が変更になる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

Q25 保育料等の口座振替依頼書を記載し、金融機関に提出をしたのですが、いつから振替になるのでしょうか？

A 提出していただいた翌月から利用できます。振替登録に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

Q26 幼児教育・保育の無償化により、保育料等は全額無料になるのでしょうか？

A 保育に関する利用料すべてが無料になるわけではありません。
→保育料及び副食費について（p.9）

Q27 現在産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の5か月を経過した場合どうなりますか？

A お子さんが3歳以上児の場合、継続利用可能です。ただし、退職してしまった場合は1号認定となり、利用時間は短くなります。なお、育児休業を取得される場合は、2号認定のまま継続利用可能となりますので、育児休業届（就労証明書）を提出してください。お子さんが3歳未満児の場合は継続利用ができないため、退園となります。

④ その他よくある問い合わせ

Q28 就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。その場合どうなりますか？

A 3歳以上児（2号認定）の場合は1号認定として利用可能です。ただし利用可能時間に制限があります。
3歳未満児（3号認定）の場合は退園となります。
退職される場合は直ちに子育て支援課および各園にお知らせください。

Q29 1号認定と2号認定、どちらも3歳以上児で認定の違いはありますか？

A 1号認定は両親の保育の必要性がなくても取得できる認定です。2号認定は両親が就労等で子どもをみることができない方が取れる認定です。なお、利用できる時間が異なります。
→子どものための教育・保育給付認定について（p.2）

Q.30 事前に保育施設を見学することはできますか？

A 可能です。見学前には必ず各施設へ電話にて確認してください。

Q31 退園したいときは、どのような手続きが必要ですか？

A 子育て支援課にお問い合わせください。退園届の提出が必要です。

Q32 保育必要性の事由が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A 子育て支援課、または各園に直ちに申し出てください。変更申請書の提出が必要です。再提出していただいた証明書をもとに再審査します。場合によっては保育の必要性が認められず入園できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Q33 勤務先が変更しました。

A 直ちに新しい勤務先の就労証明書をご提出ください。

Q34 慣らし保育とは何ですか？

A 段階的に保育施設の環境に慣れるように、入園開始から1週間程度行う保育のことです。

令和6年度 保育施設入園申込必要書類 チェックリスト

- 下記の表及び、この案内のp.5～p.8、p.12を参考に必要書類を準備して提出してください。
- 必要書類がそろわない場合は、原則受付を行いませんのでご注意ください。
- 状況により、下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

書類の有無	必要書類	主な注意事項
	①子どものための教育・保育給付認定申請書 兼子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※両面記載してください。	<input type="checkbox"/> 入園案内最終項を参考に、全ての記載すべき箇所の記載をしてください。 <input type="checkbox"/> 裏面には、保育の必要とする事由について記載してください。
	②しろうま保育園入園申込書 ※しろうま保育園入園希望者のみ提出してください。	<input type="checkbox"/> 入園案内の記入例を参考に、全ての記載すべき箇所の記載をしてください。 <input type="checkbox"/> 入園期間について、 <u>未満児は、年度毎の申請となります。</u> (最長、その年度の3月31日まで) 以上児は、小学校就学前まで利用できます。 <input type="checkbox"/> 保育標準時間は、就労が月120時間以上、妊娠・出産等の場合に利用できます。
	③保育の必要性の証明書 <u>(両親のものが必要で す。)</u>	<input type="checkbox"/> 白馬村の所定の様式のあるものは、所定の様式で提出してください。 ・季節により就労先が変わる等の場合には、それぞれの就労先の証明が必要です。 ・「就労証明書」は、申請者の方が記入をしないでください。 ・きょうだいで同時申込みの場合、証明書類は1部で構いません。
	④個人番号同意書 ※申請児童を含め、同居者全員の方を記載してください。	<input type="checkbox"/> 「保護者名」欄は、①、②の書類の申請者欄に記載された方を記載してください。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写しは、「保護者欄」に記載された方のものを裏面に添付してください。

令和6年度 子どものための教育・保育給付認定申請書(法第19条第1項第1号)
兼 令和6年度 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・3号)



【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供(マイナンバーを用いた情報連携を含む)を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
7. 宗教上の制限がある場合、(食べ物、習慣等の制限)対応できない場合があります。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病そのほかの理由により、幼稚園、認定子ども園、若しくは特別支援学校幼稚部及び当該幼稚園における預かり保育事業(※1)又は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業若しくは子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5項1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

Application form table with sections for recognition type (1, 2, 3), period, utilization type, and facility name.

1 申請に係る児童

Child information form including name (白馬 太郎), gender (男), and birth date.

2 申請者(保護者)

Applicant information form including name (白馬 村男), address (白馬村大学0城0000番地), and contact details.

3 世帯の状況(申請児童の保護者、同居の家族及び同居人) ※申請に係る児童は除く

Household status table with columns for name, relationship, age, birth date, and company/school.

* 障害者手帳等：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金受給者

4 保護者の状況

区分	父の状況		母の状況	
■就労	■会社勤務 □自営業 (□証明書)		□会社勤務 □自営業 (□証明書)	
季節による雇用の変更の有無	夏 有 冬 有	4月から11月 11月 12月から3 3 無	夏 有 冬 有	月から月 月から月 ■無
就労状況	■就労中 (就労時間: 9時00分 ~ 16時00分) 季節労働がある場合は、季節ごと記入してください。 □就労先決定済 (就労開始日:) □育児休業取得中(復職予定日:)		■就労中 (就労時間: 10時00分 ~ 16時00分) □就労先決定済 (就労開始日:) □育児休業取得中(復職予定日:)	
勤務先等名				
就労日数・時間	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 ■不定期 週 5 日 / 1日あたり実働 7 時間 00 分		■月 ■火 ■水 ■木 ■金 □土 □日 □不定期 週 4 日 / 1日あたり実働 5 時間 00 分	
育児休業取得状況	無 ・ 有 ・ 予定 (年 月 日 ~ 年 月 日)		無 ・ 有 ・ 予定 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
□出産	1号認定子どもの場合は裏面の記入は不要です。			
□疾病・障害				
病名・病名				
病院名				
状況	□入院 □自宅で常時安静 □通院 □その他 ()		□入院 □自宅で常時安静 □通院 □その他 ()	
期間	(年 月 日 ~ 年 月 日)		(年 月 日 ~ 年 月 日)	
手帳等	□身体障害者手帳 () 級 □療育手帳 A・B □精神保健福祉手帳 □障害年金証書		□身体障害者手帳 () 級 □療育手帳 A・B □精神保健福祉手帳 □障害年金証書	
□介護・看護	→□証明書類 ①診断書(指定の書式)** 及び ②療育手帳・障害年金証書 又は 介護保険被保険者証 の写し			
介護・看護の対象者	氏名 続柄		氏名 続柄	
病名・障がい名				
手帳の有無	無 ・ 有 (級・度)		無 ・ 有 (級・度)	
受診等状況	□入院歴 (年 月 日 ~ 年 月 日) □通院中 (月・週 回) □通学(園)週 回 (施設名:) □自宅療養期間 か月間		□入院歴 (年 月 日 ~ 年 月 日) □通院中 (月・週 回) □通学(園)週 回 (施設名:) □自宅療養期間 か月間	
□求職	→□証明書類 ①求職に関する申立書 及び ②求職カード等の写し (有している場合のみ) ※最大3か月間の認定となります。			
活動内容				
□就学	→□証明書類 ①在学証明書又は学生証の写し 及び ②授業時間割の写し			
就学先名				
就学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	
就学日数・時間	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □不定期 週 日 / 1日あたり受講 時間 分		□月 □火 □水 □木 □金 □土 □不定期 週 日 / 1日あたり受講 時間 分	
□その他	→□証明書類 ①災害復旧 □その他 ()			

*交付が間に合わない場合は、雇用保険被保険者証の写し **診断書は、家庭での保育が困難な状況が記載されたものが必要

5 別施設(サービス)を併用する場合

フリガナ施設名	利用するサービスの種類 (該当に○)	所在地	利用開始(予定)日
	認可外保育施設・一時預かり・病児保育 ファミリーサポート・その他 ()	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外保育施設・一時預かり・病児保育 ファミリーサポート・その他 ()	〒 - TEL: - -	年 月 日

令和6年度 認定こども園しろま保育園入園申込書

受付	入力

- 1.しろま保育園の入園決定等に必要な村民税の情報及び世帯情報を、担当職員が閲覧することがあります。
- 2.村民税の情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に提示することがあります。
- 3.翌年4月利用開始の入園決定については、入園申請事務が集中し審査等に日時を要するため、翌年3月までに通知します。
- 4.申請内容が事実と相違した場合は、しろま保育園の入園を取り消すことがあります。
- 5.宗教上の理由による制限(食事面や習慣等)がある場合、対応できない場合があります。

以上のことに同意し、しろま保育園入園案内の内容を確認した上で、次のとおりしろま保育園の入園を申込みます。

白馬村長 宛		申請日	令和5年 10月 00日								
※該当する箇所には☑を記入してください。											
申請者 (保護者)	ふりがな	はくば むらお		住所	白馬村大字北城〇〇〇〇番地						
	氏名	白馬 村男									
	日中の連絡先(電話番号) *連絡の取れる順に記入してください。										
①	〇〇-〇〇〇〇	父携帯・母携帯(自宇) その他()	②	父携帯・母携帯・自宅 その他()	③	父携帯・母携帯・自宅 その他()					
申請児童	ふりがな	はくば たろう		生年月日	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	子	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	氏名	白馬 太郎									
アレルギーの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		有の場合	卵、小麦		宗教上の制限の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		有の場合		
保育の必要な理由	保護者の労働・疾病その他の理由により、保育所										
	(理由)	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 活動等								
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()									

アレルギー、宗教上の制限がある場合は必ず記入をお願いします。

利用区分の希望	<input type="checkbox"/> 教育標準時間(1日4時間30分までの利用) <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間利用(1日最大8時間までの利用) (☐ 私的契約「白馬村保育所管理・運営に関する規則」第9条1項による入所の場合(1日最大8時間までの利用)) <input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(1日最大11時間までの利用)		
希望する期間	令和 6年 4月 1日 から	<input type="checkbox"/> 小学校就学前 <input checked="" type="checkbox"/> 令和7年 3月 31日 まで	※3歳未満児は、年度毎の申請となります。(小学校就学前までの期間は、申し込むことができません。)
希望する曜日	月曜日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日	希望する時間 <input type="checkbox"/> 8時15分から16時15分まで <input type="checkbox"/> 時 分から 時 分まで

※4月入園の場合は、希望する期間について、「4月1日」からとしてください。た
 ※保育標準時間は、7時30分から18時30分までの希望する時間をご記入ください。

保育標準時間を希望の場合は下方にチェックをして、希望時間を記入してください。
 教育標準時間の方は希望する時間のチェック

就労証明書

白馬村長 宛

証明日 2022 年 10 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

【民生・児】 黄色の箇所は必須項目です。

証明日

民生委員

電話番号

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者に無断で作成し、又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Table with 3 columns: No., 項目, 記載欄

就労先事業者に関する事項

Table with 2 columns: No., 業種 (listing various industries like agriculture, construction, etc.)

就労者に関する事項

Table with 3 columns: No., 項目 (フリガナ, 本人氏名, 本人住所), 記載欄

就労状態等に関する事項

Large table with 14 rows detailing employment terms: 4. 雇用(予定)期間等, 5. 就労先事業所名, 6. 就労先住所, 7. 就労先電話番号, 8. 雇用の形態, 9. 就労時間 (固定就労の場合), 10. 就労時間 (変則就労の場合), 11. 就労実績, 12. 産前・産後休業の取得, 13. 育児休業の取得, 14. 復職(予定)年月日

その他

Table with 2 columns: No., 備考欄 (保育士資格等)

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

Table for child care registration with 4 rows, columns for child name, date of birth, and facility name.